



平成 29 年 年5 月12 日

各 位

会 社 名 株式会社リーガルコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 岩崎 幸次郎
(コード番号 7938)
問合せ先 常務取締役管理本部長 安田 直人
(TEL 047-304-7084)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について決議いたしました。あわせて、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 185 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的に株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。なお、発行可能株式総数について、平成29年10月1日をもって、株式の併合の割合に応じて、現行の1億3,000万株から1,300万株に変更いたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	32,500,000株
併合により減少する株式数	29,250,000株
併合後の発行済株式総数	3,250,000株

(注) 「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	6,737名（100.00%）	32,500,000株（100.00%）
10株未満	89名（1.32%）	142株（0.00%）
10株以上	6,648名（98.68%）	32,499,858株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様89名（所有株式数の合計142株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い増し」または「単元株式の買い取り」のお手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、これらの事務手続きは株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）に委託します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数 1億3,000万株

変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付） 1,300万株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条および第38条をそれぞれ変更いたします。

なお、第30条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億3,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,300万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(取締役の責任免除) 第30条 ② 当社は、会社法第427条第1項 の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 ② 当社は、会社法第427条第1項 の規定により、 <u>取締役（業務執行取締 役等であるものを除く。）</u> との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更後の定款案
(監査役の責任免除) 第 38 条 ② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第 38 条 ② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<新設>	<u>附 則</u> <u>第 1 条 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成 29 年 10 月 1 日の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件 本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案がおよび本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日 (株主総会招集決議)	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
定款の一部変更 (第 6 条および第 8 条を除く) の効力発生日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更 (第 6 条および第 8 条) の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所において売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となる予定です。

以上

添付資料 (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に大きく変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	1,002株	1個	100株	1個	0.2株
例4	555株	なし	55株	なし	0.5株
例5	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満（例5）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。
- ・例3、例4、例5において発生する端数株式（例3は0.2株、例4は0.5株、例5は0.7株）の取扱いにつきましては後記「Q6」をご参照ください。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4.

特に必要なお手続きはございませんが、株式併合後に発生する端数株式の取扱いにつきましては、後記「Q6」をご参照ください。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増請求」または「単元未満株式の買取請求」のお手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記、株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合後も単元未満株式が生じます。単元未満株式の買い増しや買い取りをしてももらえますか。

A5.

株式併合後においても、「単元未満株式の買増請求」または「単元未満株式の買取請求」の手続きをご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記、株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

A6.

すべての端数株式を当社が一旦お預かりし、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

Q7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A7.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式の市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることは、理論上はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 8.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることは予定していません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、「Q 6」に記載のとおり、売却処分または買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配するため、当該端数株式に係る配当はその後生じません。

Q 9. 株主優待については、どうなるのでしょうか。

A 9.

株主優待については、株式併合の割合に応じて優待基準株式数を変更いたしますが、優待内容には変更はございません

併合前 (平成 29 年 3 月末基準日)	併合後 (平成 30 年 3 月末基準日)	優待内容 (株主ご優待 5,000 円券)
1,000 株以上 3,000 株未満	100 株以上 300 株未満	1 枚 (5,000 円相当)
3,000 株以上 5,000 株未満	300 株以上 500 株未満	2 枚 (10,000 円相当)
5,000 株以上	500 株以上	3 枚 (15,000 円相当)

株主ご優待券は、当社が運営する小売店舗（一部除外店舗あり）でご購入代金のお支払としてご利用いただけます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社またはつぎの株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 平日午前 9 時～午後 5 時 (土、日、祝日等を除く)

以上